

産業廃棄物（金属くず等）処分委託（配水管理事務所南部担当）

仕様書

京都市上下水道局水道部配水管理事務所（南部担当）

1 概 要

本業務は、発注者が別途契約する収集運搬業者（以下「運搬業者」という。）が搬入する産業廃棄物を、受注者が適正に処理を行うものである。

なお、業務の施行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守のうえ、行うものとする。

2 産業廃棄物を搬出する場所

京都市上下水道局総合庁舎

（京都市南区上鳥羽鉾立町11-3）

3 期 間

契約締結後から令和8年12月10日までとする。

4 予定数量等

約1,000kg（多少増減する場合あり）

5 契約方法

本委託の契約方法は、単価契約とする。

6 提出書類

(1) 業務着手前

ア 着手届	1 部
イ 現場代理人通知書（経歴書添付）	1 部
ウ 産業廃棄物処分業の許可証の写し（処分対象に関するもの）	1 部
エ 労働者災害補償保険法の規定による保険加入証明書の写し、 又はそれに代わるもの	1 部
オ 委託料内訳書	1 部

(2) 作業完了後に提出する書類

ア 処分結果報告書	
イ 完了届	1 部
ウ 請求書（当局会計規程第12条関係）	1 部
エ その他必要書類等	必要数

7 作業内容

(1) 搬入方法

産業廃棄物の搬入については、発注者が別途契約する運搬業者が行うものとする。

(2) 処理方法

受注者は、運搬業者より搬入された混載の産業廃棄物を適正に処分すること。

8 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 受注者は、発注者との連絡調整および作業従事者の指揮監督を行わせるため、現場代理人を選任し、現場代理人通知書を提出し、発注者の承諾を得なければならない。
また、現場代理人を変更するときは、速やかに発注者に届け出ること。
- (2) 受注者は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業の許可証（京都市長の許可証で処分対象に関するものに限る。）の写しを、業務着手前に発注者に提出しなければならない。
- (3) 受注者への産業廃棄物の搬入日
ア 受注者への搬入日時は、事前に発注者、受注者及び運搬業者と協議のうえ決定する。
イ 搬入日等を変更する際には、運搬業者と協議すること。
- (4) 受注者は、搬入された産業廃棄物を適正な方法で計量したうえで、処分結果報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

9 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

- (1) 受注者は、産業廃棄物の処理の際は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を運用しなければならない。
- (2) 受注者は、搬入時に運搬業者から受領したマニフェストを適切に処理しなければならない。

10 再委託等の制限

- (1) 受注者は、本委託業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により事前に発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受注者が、再委託により契約を履行する時は、発注者に再委託承諾申請書を提出しなければならない。また、発注者は再委託承諾申請書により再委託を承諾する。

11 秘密保持事項

- (1) 受注者は、業務のために提出された秘密書類及び個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密情報を他に開示及び漏えいしてはならない。
履行期間終了後及び契約解除後も同等とする。

12 廃棄物処分受託者記入欄について

本契約の受託決定後、受注者は、「産業廃棄物処分受託者記入欄」の各項目について必ず記入し提出すること。

13 雑 則

- (1) 仕様書などに疑義がある場合、契約前に説明を受けること。契約決定後、疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定する。

- (2) 受注者は、処理結果報告書及びマニフェスト等を発注者に提出する場合は、10日以内に届くよう速やかに送付しなければならない。
- なお、郵送先は以下のとおりとする。

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局水道部配水管理事務所（南部担当）

担当：藤田・森下

電話番号 075-672-7100